

企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

2

2026 Feb.
Vol.535

- 特集 2
- 会議所からのお知らせ 4
- 読み物 6
- 相談事例からの発見 9
- お知らせ 10

特集

取適法と改正建設業法について



- メールマガジン 月2回配信しています！
セミナー、補助金、雇用対策など、最新の情報を
いち早くお届けします。ぜひ、ご登録ください。

●登録はコチラから



最新情報は
諏訪商工会議所
ホームページをチェック！
<https://www.suwacci.or.jp/>



下請法を改正した

トリ テキ ホウ

取適法

が施行

自社の取引を改めてチェックしましょう

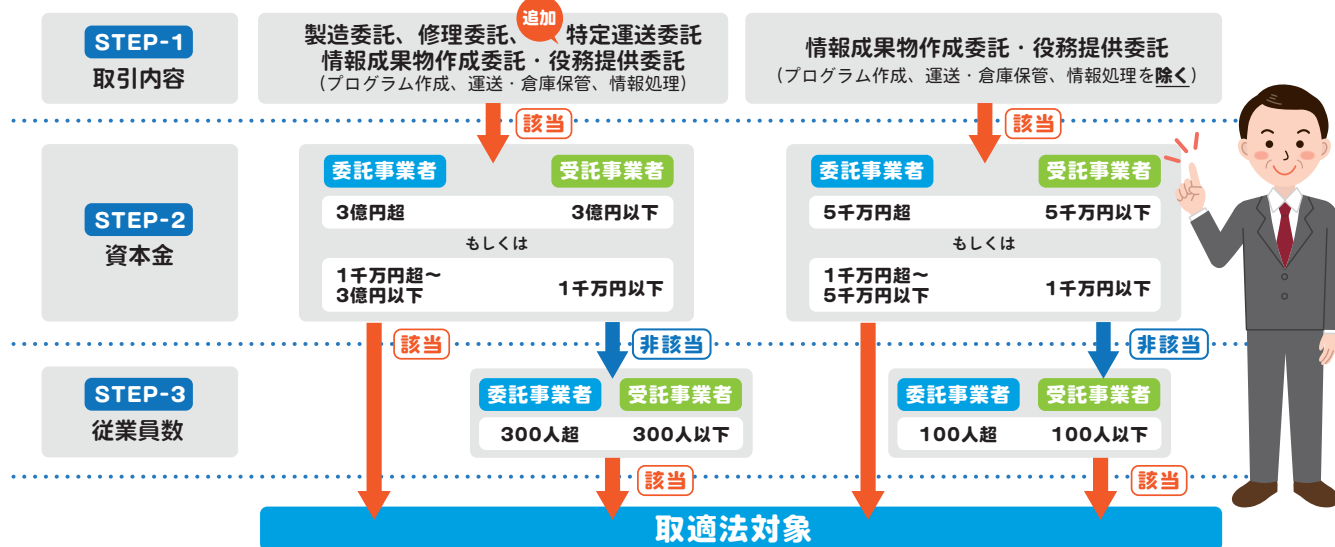
(中小受託取引適正化法)

東京商工会議所
分かりやすいチェックシート
いただきました

先月 1 日、20 年ぶりに下請法が改正され、発注側の一方的な価格決定などを禁じる「中小受託取引適正化法（取適法）」がスタートしました。改正に対応できているか、自社の取引を再確認することができる東京商工会議所が作成したチェックシートをご紹介しますのでぜひご参照ください。

対象取引の確認

※従来の呼称の変更
親事業者→委託事業者 / 下請事業者→中小委託事業者 / 下請代金→製造委託等代金



取適法対応ポイント

契約書・社内記録の確認	☐ 発注内容(給付の内容、代金、支払期日、納品日(役務提供日)等)を書面または電磁的方法で明示しているか ☐ 取引に関する記録を、取引完了後2年間保存する体制(マニュアル等)が整っているか
価格協議の義務	^{改正} ☐ 価格変動要因があった際に、中小受託事業者からの価格協議の申出に応じているか ^{改正} ☐ 協議の場で、中小受託事業者に合理的な説明を行わず、一方的に代金を決定していないか ☐ 営業・購買担当など現場への浸透は図れているか
支払方法の確認	☐ 納品日(役務提供日)から60日以内に支払期日を定めているか NG 未締め翌々月払い ^{改正} ☐ 振込手数料を中小受託事業者に負担させていないか(製造受託等代金から差し引いていないか) ☐ 経理・営業・購買担当など現場への浸透は図れているか
手形払いの廃止等	^{改正} ☐ 手形払いを廃止しているか ^{改正} ☐ 電子記録債権やファクタリング等の一括決済手段を用いる場合は、納品日(役務提供日)から60日以内に、製造委託等代金の満額を現金で受託できる仕組みとなっているか
型取引の確認	^{改正} ☐ 金型以外の型や特殊な治工具の製造委託についても、取適法を遵守しているか ☐ 当面発注見込みのない製品の金型等を中小受託事業者に無償保管させていないか

特定取引支援サイト(経済産業省、中小企業庁) ▶▶▶



オンラインで説明会や講習会を開催しています。視聴方法がわからない、概要説明等は諏訪商工会議所にご相談ください。

●受託事業者が「あれ？」と思ったときの相談先

取引かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員が解決に向けてサポートします。

●チェックシートのダウンロード

東京商工会議所 取適法チェックシート

検索

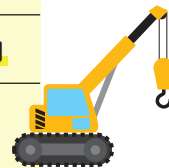
改正建設業法も昨年12月より 全面施行されています。

建設業の請負に関する建設業法も2025年12月までに全面施行されました。①処遇改善、②資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止、③働き方改革と生産性の向上を大きな柱としており、2024年9月より段階的に施行、昨年12月に残る「著しく低い労務費等の禁止」「受注者による原価割れ契約の禁止」「工期ダンピング対策の強化」が施行されました。



2025年12月施行の改正建設業法のポイント

3つの柱	主なトピック	施行スケジュール
 労働者の処遇改善	労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化	2024年12月
	「労務費の基準」の作成・勧告	2024年9月
	著しく低い材料費等の見積り等の禁止	2025年12月
	原価割れ契約の禁止を受注者にも導入	2025年12月
 資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止	受注者から注文者への「おそれ(リスク)」情報の提供義務化	2024年12月
	貸材高騰時の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化	2024年12月
	資材高騰時の契約変更協議に注文者が誠実に応じる努力義務等の新設	2024年12月
 働き方改革と生産性の向上	工期ダンピング対策の強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)	2025年12月
	ICTを活用した生産性の向上(①現場技術者の専任義務の合理化、②施工体制台帳の提出義務の合理化、③特定建設業者等に効率的な現場管理を努力義務化)	2024年12月



3つの改正のポイント

●著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止

資材価格の高騰分が適切に転嫁されず、そのしわ寄せが労務費を圧迫しないよう、材料費、労務費、適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を記載した見積書を作成するよう努めなければなりません。

見積書の努力義務は、元請一下請間、下請一下請間、発注者一元請問いづれについても対象となっています。

●受注者による原価割れ契約の禁止

従来の建設業法では、発注者がその取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする契約を締結することを禁止していました。今回の改正で、この原価割れ契約の禁止を受注者にも拡大適用します。

●工期ダンピング対策の強化

従来の建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」と規定してきました。2024年から始まった時間外労働の上限規制にも対応するため、今回の改正で工期ダンピング対策を強化し、禁止規定を受注者にも導入します。(受注業者が自ら長時間労働を前提とした非現実的な工期を受け入れることの禁止)



詳しくは
国土交通省
「第三次・担い手3法」
を参照ください



受注業者が
「あれ？」と思ったとき
の相談先
駆け込みホットライン





information 会議所からのお知らせ

▶▶▶ 新会員のご紹介

会員数1551件(1月22日現在)

事業所名	代表者名	住 所	電話番号	営業内容
笑暖(しょうだん)	長崎 功	豊田907-2 (株)サンケイ商事内	080-3718-8665	ベレットストーブ、薪ストーブ、 太陽熱温水器の販売・設置
さかい設建	酒井 幸男	湯の脇1丁目1-27	080-9705-0414	住宅設備

▶▶▶ 会議所スケジュール

2月

- 8日 ▶ 第236回日商珠算・暗算検定
- 13日 ▶ 決算書作成個別指導会(・16日)
諏訪地域合同就職説明会
- 19日 ▶ 発明相談会
- 22日 ▶ 第172回日商簿記検定試験
- 25日 ▶ POP 作成講座
- 26日 ▶ 建設産業部会・観光関連部会 視察研修
- 27日 ▶ 建設産業部会・観光関連部会 視察研修
- 28日 ▶ 不動産相談会

3月

- 2日 ▶ 確定申告書作成個別指導会
- 7日 ▶ まちゼミ(～4/5)
- 12日 ▶ バリアフリーセミナー
- 13日 ▶ 諏訪地域合同就職説明会
- 23日 ▶ 臨時議員総会
- 28日 ▶ 不動産相談会



▶▶▶ 定例相談日

※相談会場:諏訪商工会館

▶ 発明相談会

2月19日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談
【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会
(弁理士会諏訪支部)

▶ 融資相談(日本政策金融公庫)

【専門相談員】日本政策金融公庫(松本支店)

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご予約ください ☎0266-52-2155

随時
実施

▶▶▶ 日本政策金融公庫 主な制度資金 (12月1日現在、毎月1日に変動)

融 資 名	使 途	限 度 額	利 率	返済期間	説 明
マル経	設備	2,000万円	2.30%～	10年	会議所の推薦
	運転				
普通貸付	設備	4,800万円	※基準	10年	ほとんどの業種で利用
	運転			7年	
企業活力強化	設備	7,200万円	※基準 A、B、C	20年	販路拡大・生産性向上等
	運転	うち運転4,800万円		7年	
新企業育成貸付	設備	7,200万円	※基準 A、B、C	20年	起業後7年以内
	運転	うち運転4,800万円		10年	

※基準利率 3.20%～(無担保) 特別利率 A: 2.80%～ 特別利率 B: 2.55%～ 特別利率 C: 2.3%～

事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償します



**ビジネス総合
保険制度**

ここが
おすすめ

- 賠償責任(生産物、リコール、情報漏洩、サイバー、施設、事業活動遂行、管理下財物)リスクを総合的に補償
- 休業に関する補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
- 早期災害復旧支援により事業継続を後押し



お問い合わせ先: 諏訪商工会議所

詳しくはQRから➡

▶▶▶「事業所間の取引を支援する地域応援券」利用期限と換金期限のお知らせ

令和7年度事業所間の取引を支援する地域応援券の利用期限と換金期限が迫っています

地域応援券をご購入した皆さまへ

利用期限 2月15日(日)まで

※利用期限を過ぎた券は無効のため、お早めにご利用ください

取扱店へご登録いただいた皆さまへ

会議所への持参期限	店舗への振込日
2月6日(金)	2月13日(金)
2月16日(月)	2月24日(火)
2月24日(火)	2月27日(金)

- 換金方法**
- ① すべての利用済み応援券の裏面に取扱店のスタンプを押印し、枚数を数えてください。
 - ② 諏訪商工会議所窓口で「換金依頼書」へ記入してください。
※換金期限を過ぎた券の換金はできないため、お早めに換金へお越しください。
※登録の口座情報がわかるものをご持参ください。

最終換金期限 2月24日(火)まで **換金場所** 諏訪商工会議所



Monthly Topics 会議所の動き

1/6
(火)

地域経済の発展へ 会員新年会開催！

会員新年会を浜の湯で開催し、約160名の参加者が集まり地域経済のさらなる発展に向けて共に誓いを新たにしました。

山谷会頭は「令和9年春からは、当地が舞台となるNHK朝の連続ドラマ『巡るスワン』が始まり、当地への観光客増加も見込まれます。安心して観光に訪れていただける街づくりに向けて、商工会議所も一翼を担っていききたいと思います。会員企業の皆様と共に、輝く未来に向けて挑戦し、会員の力を結集して地域経済を牽引していきましょう」と力強い抱負を述べました。

ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。



新たな一年の幕開けを祝して乾杯

キャリアの、鍵になる。



令和8年度諏訪商工会議所実施の

検定試験スケジュール

簿記検定

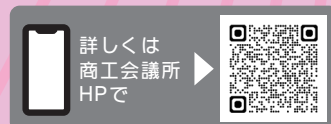
第173回 1～3級	6月14日(日)	【受付期間】4/27(月)～5/18(月) 【ネット申込締切】5/16(土)
第174回 1～3級	11月15日(日)	【受付期間】9/28(月)～10/19(月) 【ネット申込締切】10/17(土)
第175回 2・3級	2027年 2月28日(日)	【受付期間】1/12(火)～2/1(月) 【ネット申込締切】1/30(土)

珠算・暗算検定試験

第237回	6月28日(日)	【受付期間】5/11(月)～5/28(木)
第238回	10月25日(日)	【受付期間】9/7(月)～9/24(木)
第239回	2027年2月14日(日)	【受付期間】12/21(月)～1/14(木)



商工会議所の検定試験を
企業人材のリスキングにご活用ください！



気象予報士×税理士 藤富郷のクラウドな話

大きく変わる気象警報



2025 年も多くの大雨災害がありました。8 月上旬には北陸や九州で線状降水帯が発生し、大雨特別警報も発表になりました。防災気象情報の発表について「特別警報」は 13 年、「線状降水帯」は 21 年から始まり、今では広く認知されています。

ただ、近年の気象災害の甚大化に対して、戦後制定された気象業務法にのっとってなんとか仕組みをつくったため、情報の種類が多くなりそれぞれの危険度が分かりにくくなっていました。

そこで、今回、気象業務法が大きく改正されました。大改革といっていいかもしれません。

一つ目は、防災情報を 5 段階の警戒レベルで発表し、今の危険度と何をすべきかが分かるようになります。特に、レベル 4 の情報として「危険警報」がつけられました。これによって、「レベル 2 ○○注意報」「レベル 3 ○○警報」「レベル 4 ○○危険警報」「レベル 5 ○○特別警報」となり、名称が統一されて危険度が認識しやすくなります。

二つ目は、「大雨」「氾濫」「土砂災害」「高潮」と名称が整理され、どの災害に対応すれば良いのかをつかみやすくなります。これまでは大雨の警報や特別警報に、浸水や土砂災害、洪水をまとめていたり、含まれていなかったりと、どの災害の危険を伝えているのか分かりにくい場合があったからです。

三つ目は、レベル 3 の「警報」が、3～6 時間先にレベル 4 に達すると想定される場合のみ発表される運用に変更されます。これまでの警報は、基準に達した時点で発表されていたため、かなりの頻度でしたが、時間変化も考慮することで大幅に減らされます。つまり、先につながる情報として警報の重要性が高まるのです。

今回の気象防災情報の改正は、会社防災にとって大きく役立つものになります。求められているのは、レベル 3 の警報の段階で避難を始め、レベル 4 の段階では全員避難をしておく状態です。実際は、警報が出ても空振りになることが多いため、警報が出るたびに防災対応していると仕事にならず、警報を軽視しがちです。

それが、警報が先につながる情報に変わり、さらに頻度も少なくなることで、会社防災の判断のトリガーとして有益な判断材料になるのです。避難行動までの猶予が数時間あるため、会社の人や物を守る時間も確保することができます。

すでに BCP（事業継続計画）を策定している企業も、まだ会社防災について検討していない企業も、これを機に新しい気象警報を活用した会社防災についてまわめてみてはいかがでしょうか。

気象予報士兼税理士
藤富 郷



中小企業のための DX 事例

作業ログ見える化で設備稼働 27% アップの工場事例

今回は、現場の作業ログをデジタル化して進捗（しんちょく）と負荷を見える化し、限られた設備の稼働時間をぐっと押し上げた事例です。東京都羽村市にある杉並電機株式会社は、電子機器向けコネクタの金属端子を少人数で大量生産する精密プレスメーカーです。

数年前まで社内では「どの仕事か先が分からない」「昨日のトラブルがまだ尾を引いている」といったモヤモヤが積み重なり、職場の空気を重くしていました。

そこで同社は、最新 IoT で機械から大量のデータを集めるのではなく、生産現場の担当者を起点にデータを集めて可視化する「IoP (Internet of People)」のシステム化に着手しました。各工程に開始・終了ボタンを用意し、押すだけで担当者や品番、使用機械が社内のウェブシステムに登録されます。データは色分けされ、工場の壁に設置したプロジェクターに映し出されます。どの機械が詰まりそうか、どこに応援を回せばよいかが一目で分かるようになりました。

入力定着のために、作業開始時間の早さを競うイベント「SP 杯」を行いました。この企画を通じて「作業開始ボタンを必ず押す」習慣をゲーム感覚で根付かせました。その結果、設備稼働時間も 27% 増加し、「次に何が来るか事前に分かる」「困ったときに助けを頼

みやすくなった」という声が現場から上がりました。

その後、市販の小型 IoT デバイスを使い、状態変化が自動でクラウド上の表に飛ぶ仕組みを社内開発したり、検査・修理室に大型モニターを設置して現場とさまざまな情報を共有できるようにしたりしました。さらに社員向けに IoT の開発体験会を実施し、現場がデジタル化の中心であるという認識を浸透させました。

社長は、これらの取り組みを「生の情報をそのまま皆で共有する仕組み」と表現します。解釈を加えずタイムラインで見せることで、現場が自律的に判断しやすくなり、従業員体験の向上にもつながったと感じているそうです。大がかりなシステム導入ではなく、身近なツールの組み合わせから始めた点は、多くの中小企業にとっても参考になります。まずは「誰の、どんなモヤモヤを解消したいのか」を起点に、現場の人が参加しやすい小さな DX から着手することが、継続するデジタル化の近道だといえるでしょう。（この事例は筆者取材時のものであり、現在では異なる場合があります）

ウイングアーク 1 s t 株式会社 データのじかん主筆
大川 真史



最近印象深い相談の1つの

「相談から現在までの半年間」をご紹介します

職員中沢 源雄

商工会議所にも経営の不安や経営判断に迷うなどの相談があります。今回は半年前に相談を寄せてくれた事業者さんの話を聞いて下さい。(事業者さんの実名は掲載できないことをご了承ください)

継続するか廃業するか？

事業者さんは当会議所が行ったセミナーが出逢いのキッカケで 10 年ぐらいのお付き合いになります。その間、年に 1 回ぐらいの接触でしたがブログや Instagram は頻繁に拝見していました。

昨年の初夏頃、相談の電話があり来所し「事業所を継続するか廃業するか迷っている」内容でした。

事業者さんは個人向け商品を販売する小売店です。コロナ禍で売上が減少、それが思うように回復しないことに将来の不安を感じていました。さらに、テナント大家さんの都合により店舗移転の可能性もあり、さらなる顧客離れによる売上減少の不安を教えてくださいました。ただ、事業者さんは「顧客（現在来店する客）のためにお店を継続したい」意思も強く「いったい私はどうしたらいいんだ…」と、とても困っている状況でした。

現状把握と理想の設定－ 本当に課題とと思っていることは何か？

お話を聞き、まず「何が起きているのか？」を質問しました。答えは「売上が減少傾向にあって将来コロナ融資の返済ができなくなるかもしれない。返済ができなくなると両親と暮らしている実家に住めなくなるかもしれない」という心配でした。

次に「どうなれば嬉しいのか？」と質問しました。「お店にお客さまが集って豊かな生活の一部となっていて、その結果、商品が売れて経営が維持できる利益が確保できること」と望んでいました。

このことから「両親と実家に住めなくなる」「お客さまが集う場所が無くなってしまうこと」が本当の課題だと僕は整理しました。

それが明るみになったことで、再度事業者さんと相談、結果として事業者さんは「事業継続」の意思決定をし「利益回復のため具体的に何をしていくのか」の支援へ移行しました。

専門家との個別相談→伴走支援

現在、商工会議所には事業環境の変化に対応する

ために専門家を派遣できる事業を実施しています。その事業を活用し、以前から利益回復の支援をしている専門家と面談の機会を設けました。専門家と事業者さんの相性は良いと判断したため、そのまま伴走支援へ移行しました。ちなみに伴走支援とは「専門家を頼らなくても、事業者さん自らのチカラで課題解決に挑めるような支援＝専門家が答えを教えない、答えの出し方を教える支援」です。

一時休業から再開へ

支援中、テナント大家の都合での移転はなくなりましたが、テナントリニューアルのため 3 ヶ月の休業が決定しました。事業者さんは休業の間お客さまとの接点がなくなるため顧客離れを心配していました。その対策を専門家といっしょに相談、休業中の取り組みから再開後の取り組みも含めた計画を策定しました。休業中はスケジュール通りに計画を実行、実行後は専門家を交えた振り返りを行いました。その成果で再開週には予想以上にたくさんのお客さまの来店がありました。

現在の状況は？

再開後は、心配した顧客離れもなく接客対応でお昼ごはんを食べられない営業日があるぐらいの営業状況です。来店数も新規顧客も増えたこともありコロナ禍前に回復しつつあります。現在は、事業継続の不安はなく「継続のために出来ること」に意識が持てるようになっています。

また、同事業者の課題だった「顧客との関係性資本はとても高いが「買う」までのエスコートが不足していた、結果、お客さまが来店するも買うまでに至らなかった」状況も、事業者さんとスタッフさんと相談しながら解決に向けた実践・振り返り・修正を繰り返しています。

この事例は商工会議所相談のほんの 1 例

今回は、商工会議所が関わった、最近印象深い相談の 1 つを紹介しました。今回の事例は偶然にも商工会議所の相談で事業者さんの不安を和らげることができましたが、すべてがこうなるとは限りません。

しかしながら、事業者さんやそこで働くスタッフの皆さんに寄り添った相談に職員一同心がけています。どのように小さな不安、判断に迷ったときなど商工会議所にご相談ください。

令和8年
 諏訪商工会議所
 会員観桜会のご案内
 4.10[金]
 15時~16時40分【受付14時30分】
 高島公園 お祭り広場

地元の音楽バンドによる生演奏も
 お楽しみください!!




会費 5,000円/お一人様 お申込 4月2日(水)までに、上のQRから

諏訪商工会議所女性会
 新規会員を募集しています

当所女性会は令和9年度に創立50周年を迎えます。
 これからの50年を目指し、共に活動する会員を募集しています。





「経営に携わる女性どうし、気軽に相談できたり、情報交換ができれば…」そんな思いを形にするのが諏訪商工会議所女性会です。
 まずは毎月開催している定例会での気軽なおしゃべりから。悩みを共有すれば、ヒントやアイデアが生まれるかもしれません。
 顔の見えるコミュニティで互いに信用が生まれ、更にお互いが持つ情報をシェアし合えば、
 いつものご商売がもっと心強く、もっと楽しくなるはず。
 フードドライブなどの社会貢献やイベントへの協力など、地域を元気にする活動にも力を入れています。
 ぜひ私たちと一緒に楽しみながら活動しませんか?

入会資格 諏訪商工会議所の会員事業所の女性経営者または女性従業員 (年齢制限はありません)

年会費 3,000円 (年度の途中でも全額納付にご協力ください)

【お問い合わせ先】 諏訪商工会議所女性会事務局 0255-52-2155